

参考資料

参考1 先行研究におけるソーシャルファイナンスと資金提供規模

参考2 社会的事業に対する資金提供の実態調査 調査票

1 先行研究におけるソーシャルファイナンスと資金提供規模

(1) 我が国及び諸外国のソーシャルファイナンス

新しい金融のあり方として、「ソーシャルファイナンス」が注目されている。

「ソーシャルファイナンスは、保健医療、介護、雇用、子育て、教育、コミュニティ開発等、ソーシャル・セクターの多様な活動のための資金調達を指します。日本では、補助金・助成金や銀行ローンなどが中心ですが、海外では、このようなソーシャルファイナンスの担い手として、ソーシャル・バンクやコミュニティ開発金融機関、マイクロファイナンス機関などが発展しています。これに加え、近年は『社会的インパクト投資』、『社会的インパクト債』、『クラウドファンディング』など、新しいソーシャルファイナンス手法が登場し、注目を集めています。」¹⁴とされている。

ソーシャルファイナンスは、寄付・助成から、市民ファンドや NPO バンク等の市民型投融資、通常の金融機関や信用金庫・信用組合等による融資、ESG 投資、社会的インパクト投資等まで多様な資金提供（調達）手法を含む概念である。

ソーシャルファイナンスの動向に関して、助成分野においては、20 世紀初頭に米国型助成財団が登場（コミュニティ財団を含む）した。昭和 45 年頃（1970 年代）のプログラムオフィサー制度の成立と助成財団の専門化、平成 2 年以降（1990 年代）の戦略的グラント・メイキングからベンチャー・フィランソロピーの流れを経ている。さらに、21 世紀に入り、インパクトをより深く志向する社会的インパクト投資（財団の場合はプログラム関連投資やミッション関連投資という形をとる）という動きがある。

貸付け・出資等の分野においては、20 世紀初頭から米国やヨーロッパ諸国でコミュニティ投資や倫理的投資の考え方や取組があった。米国では昭和 45 年以降（1970 年代）にコミュニティ開発金融機関が成立した。

また、昭和 55 年以降（1980 年代）のマイクロファイナンスが登場すると共に、平成 2 年以降（1990 年代）には SRI（Socially Responsible Investment）、社会的責任投資が台頭し、ポジティブ・スクリーニングやネガティブ・スクリーニングによる企業評価が広まった。

さらに、平成 12 年以降（2000 年代）に入り、企業の長期的な成長には、投資の際に財務情報だけでなく、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）を考慮することが必要であるという考えが広まった。これにより、ESG（Environment Social Governance）投資が拡大してきた。

平成 18 年、当時の国際連合事務総長であるコフィー・アナン氏が金融業界に対して、責任投資原則（PRI:Principles for Responsible Investment）を提唱した。これにより、企業に責任ある行動を求める国連グローバル・コンパクトと、金融機関に環境配慮行動を求める国連環境計画（UNEP）金融イニシアティブが共同で PRI を推進したことで、ESG 投資が世界中に広まった¹⁵。

こうした社会的インパクト投資や ESG 投資の広がり背景には、非営利組織の発展と社会的企業の登場、ソーシャル・ベンチャーや B-Corp 等の社会的目的を持った営利企業の発展等により、資金需要が増大していることがあげられる。

我が国においては、市民ファンドや NPO バンク等の発展、労働金庫等における特定非営利活動法人を対象とした助成や融資制度があるなど独自の発展も見られる。

¹⁴ ジャパン・ソーシャル・イノベーション・フォーラム「ソーシャル・ファイナンス研究会」
(http://japan-social-innovation-forum.net/?page_id=2649)

¹⁵ 水口剛「ESG 投資－新しい資本主義のかたち」(平成 29 年) 日本経済新聞出版社

(2) 各国の社会的インパクト投資市場規模

社会的インパクト投資とは、Global Impact Investment Network（以下、「GIIN」）によると、「財務のリターンと並行して社会的及び（もしくは）環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資」¹⁶をいう。

米国では平成 20 年の金融危機後、英国では公共サービスの民間移譲を背景に発達した。他にもドイツ、インド、中国、フランス、ベルギー、カナダ等の各国に広がっている¹⁷。

G 8 においては、平成 25 年 6 月に議長国の英国・キャメロン首相の呼び掛けにより、社会的インパクト投資を国際的に推進することを目的とした G 8 社会的インパクト投資タスクフォースが形成され、社会的インパクト投資に関する調査や活発な情報共有が行われている。G 8 社会的インパクトタスクフォースは、平成 27 年 8 月に新たに 5 か国が参画し、Global Social Impact Investment Steering Group（以下、「GSG」）に改名した。

GSG では各国の社会的インパクト投資の市場規模を公表しているが、市場規模の算出方法は各国で異なる。

図表(参考)1.1 各国の社会的インパクト投資市場規模とその算出根拠¹⁸

分類		社会的インパクト投資市場規模	算出根拠
US(G8NAB 2014)		N/A	N/A
UK(G8NAB 2014)		2億ポンド	社会的投資/Social lending 特化の投資中間団体から慈善団体や社会的企業に資金提供されたものに限る（その他の金融機関を介した資金は含まれていない）
UK (BSC2016)	狭義(Segment A)	15 億ポンド	資金提供側も資金需要側も社会的な意図があると認められること ① 特に BSC の戦略に則ったテーマの案件 ・SME Charity Finance ・Social Innovation ・Mass participation ・Scale ② その他の社会的インパクト投資
	広義①(Segment B)	32.5 億ポンド以上	A+資金提供側に社会的意図があり、資金需要側でない案件
	広義②(Segment C)	680 億ポンド以上	B+資金提供側に社会的意図がなく、資金需要側にある案件
ドイツ(G8NAB 2016)		6.9 百万ユーロ	① 社会的インパクト評価の実施があること ② 資金需要側のインパクト志向性が明確なこと ③ ドイツの資本がドイツの中で使用されていること
フランス(G8NAB 2014)		18 億ユーロ	① 資金需要側のインパクト志向性が明確なこと ② 社会的インパクトが明確化されており、社会的および財務的リターンを想定していること ③ ガバナンスまたは契約等法的な形で、社会的意義が明確にされていること

なお、社会的インパクト投資について、GIINによると、非上場株式が 159 団体と最も多く、次いで民間債権（113 団体）、不動産（33 団体）となっている。

主要な投資手法の状況を見ると、金額ベース（調査対象：208 団体）では民間債券が最も多く、全体の 34%で、外れ値を除くと同 41%を占める¹⁹。他にも、公的債券、上場株式、準株式、銀行預金・現金、成果報酬型等の手法がある。

¹⁶ GIIN ウェブサイト (<https://thegiin.org/impact-investing/>)

¹⁷ G 8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状 2016」（平成 28 年）：p. 9、p34-35

¹⁸ G 8 社会的インパクト投資タスクフォース日本国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状 2016」（平成 28 年）p. 35

¹⁹ Global Impact Investment Network「Annual Impact Investor Survey 2017」（平成 29 年）：p. 25 (https://thegiin.org/assets/GIIN_AnnualImpactInvestorSurvey_2017_Web_Final.pdf)

(3) 手法別の資金提供規模

これまでに把握されている助成、貸付け・出資等の資金提供規模を整理する。

① 助成

助成を行う資金提供団体の一つに助成財団がある。

寄付白書 2017（日本ファンドレイジング協会）によると、米国における助成財団の助成金額は年間 602 億ドル（6 兆 3,739 億円、平成 26 年）、英国は同 30 億ポンド（5,559 億円、平成 27 年）となっている。

助成財団のうち、地域の特定の事業分野への支援を行うコミュニティ財団については、発祥の地である米国において 789 財団あり、年間助成額は 65 億ドル（6,887 億円、平成 26 年）にのぼる。英国では 46 財団、6,500 万ポンド（101 億円、平成 28 年）となっている。

なお、米国や英国の助成財団は「プログラム関連投資」と呼ばれる助成金と並行した助成先団体への融資事業も行っている。また、「ミッション関連投資」と呼ばれる自己のミッションに関連した分野や団体の活動を支援するための投資も行っており²⁰、資金投下の手法に工夫が凝らされている。

我が国においては「助成財団」という法人格はないが、(公財)助成財団センターによる助成財団の定義²¹では、①個人や団体が行う研究や事業に対する資金の提供、②学生、留学生等に対する奨学金の支給、③個人や団体の優れた業績の表彰と、賞金等の贈呈の事業を行う団体とされている。

(公財)助成財団センターの調査²²によると、資産規模の回答があり、かつ年間助成額が 500 万円以上である 954 財団の平成 27 年度の年間助成額合計は約 1,006 億円である。ただし、最大の助成財団である日本財団の年間助成額（236 億円、平成 27 年度決算）は、米国では上位 20 位にも入らない規模とされている²³。

助成財団による資金提供の特徴としては、研究助成や奨学金が多く、事業プロジェクトへの助成は現在のところ比較的少ない。954 財団のプログラム（2,621 件）のうち、研究助成が 587 件と圧倒的に多い。事業プロジェクトへの助成は 361 件に留まるが、「近年の NPO の台頭を背景にして、僅かずつではあるが、事業プロジェクトへの助成が増えてきている」²⁴という。

図表(参考)1.2 助成財団数と年間助成額

国	助成財団数	年間助成額
日本	954 (平成 28 年)	1,006 億円
米国	86,726 (平成 26 年)	6 兆 3,739 億円 (602.4 億ドル)
英国	8,000 (平成 27 年)	5,559 億円 (30 億ポンド)

(出典) NPO 法人日本ファンドレイジング協会「寄付白書 2017」及び (公財)助成財団センターウェブサイトの一部編集

²⁰ (公財) 笹川平和財団「国際グラント・メイキングの課題と展望」(平成 25 年)

(http://japan-philanthropy-forum.net/public_html/frontier/wp/wp-content/uploads/2013/08/20130807_houkokusyo.pdf)

²¹ (公財)助成財団センターの定義によると、さらに『『社団法人』や『社会福祉法人』等、制度上は財団法人以外の公益法人であっても活動内容が同等なものは『助成型財団』に含まれており、特定非営利活動法人、独立行政法人、公益信託、企業（内部基金含む）等は除外されている。」とされている。助成財団センター「日本の助成財団の現状」(平成 28 年)より引用。

(<http://www.jfc.or.jp/wp-content/uploads/2014/03/research2016.pdf>)

²² (公財)助成財団センター「日本の助成財団の現状」(平成 28 年)

(<http://www.jfc.or.jp/wp-content/uploads/2014/03/research2016.pdf>)

²³ NPO 法人日本ファンドレイジング協会「寄付白書 2017」(平成 29 年): p.104-105。

²⁴ (公財)助成財団センター「日本の助成財団の現状」(平成 28 年)

(<http://www.jfc.or.jp/wp-content/uploads/2014/03/research2016.pdf>)

② 貸付け・出資

諸外国の状況については、社会的インパクト投資の金額規模で捉えることとする。

2017年公表のGIINによる調査²⁵では、2016年に世界で1,140億ドル（12兆3,998億円）が社会的インパクト投資の運用額として確認されている。

GSGによる予測²⁶では2015年に1,380億ドル（16兆7,104億円）だった市場が2020年には3,070億ドルに拡大するとしている。

各国の社会的インパクト投資市場規模は、次表のとおり算出されている²⁷。ただし、市場規模の算出方法は各国で異なる。

タスクフォース参加国の中では他に、オーストラリアは2013年時点で「10年間で市場規模が320億豪ドル（3兆939億円）に達した」と推計した²⁸。環境、社会・福祉等の分野で規模の大きな投資が行われており、投資手法も様々であるとしている。

図表(参考)1.3 各国の社会的インパクト投資市場規模²⁹

国	市場規模
英国（2014年）	2億ポンド ³⁰ （342億円）
英国（2016年）	15億ポンド ³¹ （2,325億円） 32.5億ポンド以上 ³² （5,038億円） 680億ポンド以上 ³³ （10兆5,400億円）
ドイツ（2016年）	690万ユーロ ³⁴ （8億円）
フランス（2014年）	18億ユーロ ³⁵ （2,504億円）
日本（2017年）	718億円

我が国における社会的インパクト投資の市場規模（投資残高）の推移は、平成26年度には約170億だったが、平成28年度には337億円へ成長、平成29年度は718億円に更に拡大したとされている³⁶。

我が国の特徴としては、地方銀行を含む多数の金融機関が、比較的低い金利で非営利組織に融資を行っていることとされ、平成27年10月より特定非営利活動法人の信用保証制度が開始されたため、各金融機関も特定非営利活動法人向け融資を拡充している動きがあるとされている³⁷。

しかし、社会的インパクト投資の概念には、通常の金融機関による融資（特に、銀行が非営利組織に行っている融資）は含まれない。また、金融機関による非営利組織に対する融資実績の統計は整備されていない。

²⁵ GIIN「Annual Impact Investor Survey」（平成29年）

（https://thegiin.org/assets/GIIN_AnnualImpactInvestorSurvey_2017_Web_Final.pdf）

²⁶ GSG「Global Impact Investing:Market Size and Forecast-From 2015 till 2020」

（http://gsgii.org/wp-content/uploads/2017/07/Impact-Investing_Executive-Summary.pdf）

²⁷ G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状2016」（平成28年）：p.35

²⁸ Impact Investing Australia「Delivering on Impact」（平成26年）：p.3

（https://impactinvestingaustralia.com/wp-content/uploads/0109Delivering_on_impact.pdf）

²⁹ 注釈25、26、28及び図表（参考1.3）の円換算額は、ドル/円は日本銀行外国為替市場の参考計数（東京外為市場における取引状況）より当該年中の平均レート（中心相場）、豪ドル/円、ポンド/円、ユーロ/円は、日本銀行基準外国為替相場及び裁定外国為替相場一覧より当該年の平均レートをを用いて算出した。

1ドル=121.09円（平成27年）、108.77円（平成28年）、97.71円（平成25年）

1豪ドル=96.7円（平成25年、0.99ドル）（平成25年）、1ポンド=170.8円（平成26年）、155.0円（平成28年）、

1ユーロ=139.1円（平成26年）、122.3円（平成28年）

³⁰ G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会推計。社会的投資特化の投資中間団体から、慈善団体や社会的企業に資金提供されたものに限る（その他の金融機関を介した資金は含まれていない）

³¹ Big Society Capital推計。資金提供側も資金需要側も、社会的な意図があると認められるもの

³² Big Society Capital推計。31に加え、資金提供側に社会的意図があり、資金需要側でない案件

³³ Big Society Capital推計。32に加え、資金提供側に社会的意図がなく、資金需要側にある案件

³⁴ G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会推計。①社会的インパクト評価の実績があること、②資金需要側のインパクト志向性が明確なこと、③ドイツの資本がドイツの中で使用されていること

³⁵ G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会推計。①資金需要側のインパクト志向性が明確なこと、②社会的インパクトが明確化されており、社会的及び財務リターンを想定していること、③ガバナンス又は契約等、法的な形で社会的意義が明確にされていること

³⁶ GSG国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状2017」（平成30年）：p.23

³⁷ G8社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会「日本における社会的インパクト投資の現状2016」（平成28年）：p.28